# 親権制限事件及び 児童福祉法に規定する事件の概況

一平成31年1月~令和元年12月一

本資料は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

# 本資料上の注意

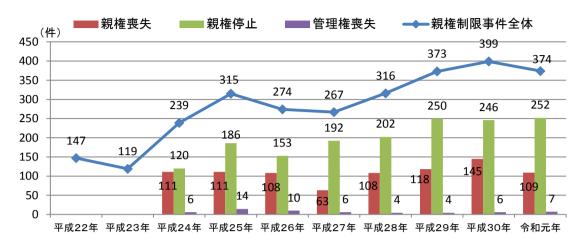
- (1)本資料において、「親権制限事件」とは、民法834条の規定による親権 喪失の審判事件、同法834条の2の規定による親権停止の審判事件、同法 835条の規定による管理権喪失の審判事件及び同法836条の規定による 上記各審判の取消事件をいう。
- (2) 親権制限事件について、「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)が施行された平成24年4月から、「親権停止及びその取消し」を計上している。
- (3)本資料において、「児童福祉法に規定する事件」とは、児童福祉法28条 1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、同条2項ただ し書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件 及び同法33条5項の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続い ての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (4) 児童福祉法に規定する事件について、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)が施行された平成30年4月から、上記児童福祉法33条5項の審判事件並びに同法28条4項及び同条7項の都道府県への勧告件数を計上している。
- (5) 当局実情調査の結果に基づく概数は、申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。
- (6) 親権制限事件の事件数は、子を基準(子一人につき1件)としているが、 一人の子につき、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する 親権者が二人いる場合には、2件となる。
- (7) 単に令和元年とある場合は、平成31年1月から令和元年12月までの期間を指す。

# 目 次

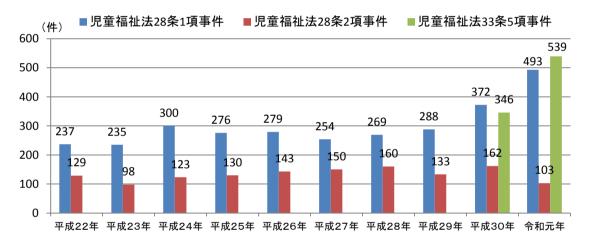
1	新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	既済件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	子の性別と年齢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	親権制限事件の実情について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	児童福祉法に規定する事件の実情について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

# 1 新受件数について

○親権制限事件の新受件数の推移(平成22年から令和元年まで)



### 〇児童福祉法に規定する事件の新受件数の推移(平成22年から令和元年まで)



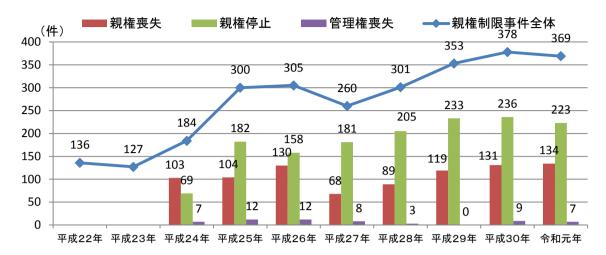
### ○新受件数一覧(平成22年から令和元年まで)

	(件)										
	親権制限	事件			児童福祉法	児童福祉法	児童福祉法				
	合 計	うち 親権喪失	うち 親権停止	うち 管理権喪失	28条1項 事件	28条2項 事件	33条5項 事件				
平成22年	147	_		_	237	129					
平成23年	119				235	98					
平成24年	239	111	120	6	300	123					
平成25年	315	111	186	14	276	130					
平成26年	274	108	153	10	279	143					
平成27年	267	63	192	6	254	150					
平成28年	316	108	202	4	269	160					
平成29年	373	118	250	4	288	133					
平成30年	399	145	246	6	372	162	346				
令和元年	374	109	252	7	493	103	539				

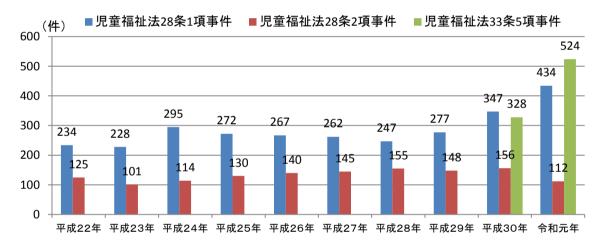
- ※ 司法統計による。令和元年の数値は速報値である。
- ※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

# 2 既済件数について

〇親権制限事件の既済件数の推移(平成22年から令和元年まで)



〇児童福祉法に規定する事件の既済件数の推移(平成22年から令和元年まで)



#### ○既済件数一覧(平成22年から令和元年まで)

(件) 親権制限事件 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 28条1項 28条2項 33条5項 うち うち 合 計 事件 事件 事件 親権喪失 親権停止 管理権喪失 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 

- ※ 司法統計による。令和元年の数値は速報値である。
- ※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

# 3 終局区分別件数について

○親権制限事件の終局区分別件数 (平成22年から令和元年まで)

(件)

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成22年	親権制限事件	136	16	32	84	4
平成23年	親権制限事件	127	14	25	88	0
	親権制限事件	184	32	17	129	6
平成24年	うち親権喪失	103	17	8	76	2
十八二十十	うち親権停止	69	14	7	44	4
	うち管理権喪失	7	0	2	5	0
	親権制限事件	300	92	42	164	2
平成25年	うち親権喪失	104	25	6	72	1
十成乙〇年	うち親権停止	182	63	29	89	1
	うち管理権喪失	12	3	6	3	0
	親権制限事件	305	80	49	165	11
平成26年	うち親権喪失	130	32	16	75	7
十成乙〇年	うち親権停止	158	40	29	85	4
	うち管理権喪失	12	5	2	5	0
	親権制限事件	260	82	35	140	3
平成27年	うち親権喪失	68	21	7	40	0
十成乙十年	うち親権停止	181	58	26	94	3
	うち管理権喪失	8	2	2	4	0
	親権制限事件	301	111	40	147	3
平成28年	うち親権喪失	89	25	13	49	2
十成乙〇年	うち親権停止	205	83	25	96	1
	うち管理権喪失	3	3	0	0	0
	親権制限事件	353	95	57	189	12
平成29年	うち親権喪失	119	28	24	63	4
十成乙9年	うち親権停止	233	67	32	126	8
	うち管理権喪失	0	0	0	0	0
	親権制限事件	378	110	43	211	14
平成30年	うち親権喪失	131	28	19	77	7
平成30年	うち親権停止	236	79	21	130	6
	うち管理権喪失	9	2	2	4	1
	親権制限事件	369	130	63	160	16
令和元年	うち親権喪失	134	39	13	74	8
T3 ↑U / U <del>1 1 1</del>	うち親権停止	223	89	47	81	6
	うち管理権喪失	7	0	3	2	2

# 〇児童福祉法に規定する事件の終局区分別件数(平成22年から令和元年まで)(件)

	女に別たり ひ子!					
		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成22年	28条1項事件	234	192	8	32	2
十成乙乙午	28条2項事件	125	112	1	10	2
平成23年	28条1項事件	228	183	5	38	2
十成乙〇年	28条2項事件	101	96	2	3	0
平成24年	28条1項事件	295	244	9	38	4
十成乙4年	28条2項事件	114	111	0	3	0
平成25年	28条1項事件	272	188	19	62	3
十級20年	28条2項事件	130	123	2	4	1
平成26年	28条1項事件	267	211	6	48	2
十成乙〇年	28条2項事件	140	135	0	5	0
平成27年	28条1項事件	262	209	8	44	1
十八乙十十	28条2項事件	145	136	0	9	0
平成28年	28条1項事件	247	199	2	44	2
十成乙〇年	28条2項事件	155	151	0	4	0
平成29年	28条1項事件	277	207	16	52	2
十成乙9年	28条2項事件	148	145	0	3	0
	28条1項事件	347	266	7	72	2
平成30年	28条2項事件	156	139	2	15	0
	33条5項事件	328	276	11	41	0
	28条1項事件	434	338	23	67	6
令和元年	28条2項事件	112	100	1	10	1
	33条5項事件	524	427	5	90	2

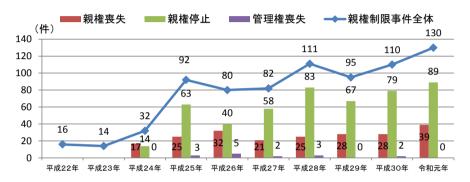
<sup>※</sup> 司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

<sup>※</sup> 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

#### 〇親権制限事件の終局区分別割合(令和元年)



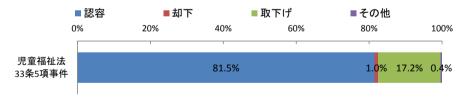
### 〇親権制限事件の認容件数の推移(平成22年から令和元年まで)



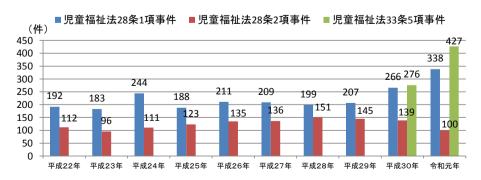
#### 〇児童福祉法28条1項及び2項事件の終局区分別割合(令和元年)



#### ○児童福祉法33条5項事件の終局区分別割合(令和元年)



### 〇児童福祉法に規定する事件の認容件数の推移(平成22年から令和元年まで)

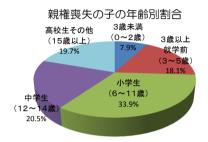


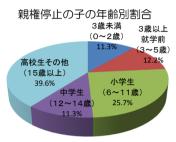
- ※ 司法統計による。令和元年の数値は速報値である。
- ※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

# 4 子の性別と年齢について

○親権制限事件の子の性別と年齢別件数(令和元年)

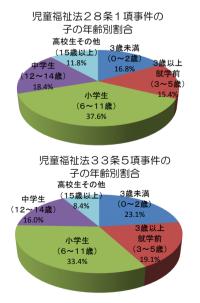
		子の数	(割合)	3歳 未満 0~2歳	3歳以上 就学前 3~5歳	小学生 6~11歳			中学生 12~ 14歳	高校生 その他 15歳
				0, 52所以	3, 500%		6~8歳	9~11歳	14原攻	以上
<b>☆</b> B+4 <del>c</del>	合計	127	(100.0%)	10	23	43	18	25	26	25
親権 喪失	男子	55	(43.3%)	1	16	17	7	10	11	10
	女子	72	(56.7%)	9	7	26	11	15	15	15
÷0.4/=	合計	230	(100.0%)	26	28	59	26	33	26	91
親権 停止	男子	107	(46.5%)	15	11	31	15	16	15	35
13	女子	123	(53.5%)	11	17	28	11	17	11	56





○児童福祉法に規定する事件の子の性別と年齢別件数(令和元年)

		子の数	(割合)	3歳 未満	3歳以上 就学前	小学生 6~11歳			中学生 12~	高校生 その他 15歳
				0~2歳	3~5歳		6~8歳	9~11歳	14歳	以上
児童福祉法	合計	434	(100.0%)	73	67	163	74	89	80	51
28条1項	男子	207	(47.7%)	34	32	77	33	44	41	23
争什	女子	227	(52.3%)	39	35	86	41	45	39	28
児童福祉法	合計	112	(100.0%)	0	7	21	5	16	30	54
28条2項事件	男子	54	(48.2%)	0	5	12	3	9	14	23
∌⊓	女子	58	(51.8%)	0	2	9	2	7	16	31
児童福祉法	合計	524	(100.0%)	121	100	175	78	97	84	44
33条5項事件	男子	224	(42.7%)	51	46	83	40	43	36	8
<b>→</b>  ↑	女子	300	(57.3%)	70	54	92	38	54	48	36



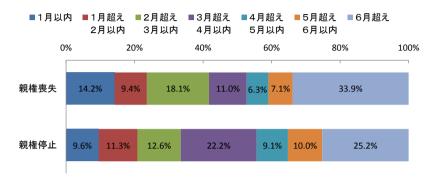


# 5 審理期間について

○親権制限事件の審理期間別件数(令和元年)

								(件)
	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
親権喪失	18	12	23	14	8	9	43	127
親権停止	22	26	29	51	21	23	58	230

〇親権制限事件の審理期間別割合(令和元年)



○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別件数(令和元年)

(件) 3月超え 4月以内 5月超え 1月超え 2月超え 4月超え 1月以内 6月超え 合計 3月以内 5月以内 6月以内 2月以内 児童福祉法 28条1項 23 71 63 434 52 99 85 41 の事件 児童福祉法 20 31 21 18 5 16 112 28条2項 の事件

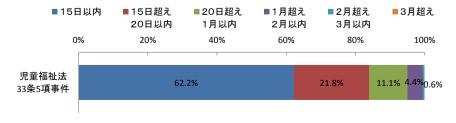
○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別割合(令和元年)



○児童福祉法33条5項事件の審理期間別件数(令和元年)



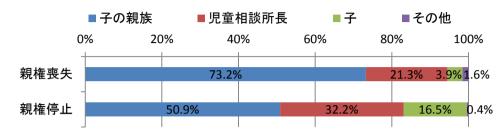
○児童福祉法33条5項事件の審理期間別割合(令和元年)



# 6 親権制限事件の実情について

# 〇申立人の属性(令和元年)

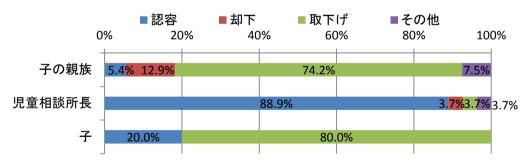
-					(人)
	子の親族	児童相談所長	子	その他	合計
親権喪失	93	27	5	2	127
親権停止	117	74	38	1	230



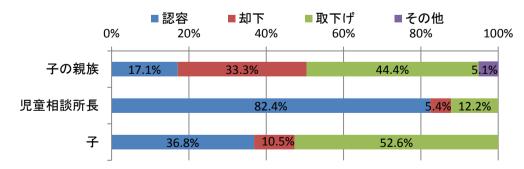
# 〇申立人の属性別終局結果(令和元年)

(件) 却下 取下げ その他 合計 申立人の属性 認容 子の親族 児童相談所長 親権喪失 子 その他 子の親族 児童相談所長 親権停止 子 その他 

### 【親権喪失】

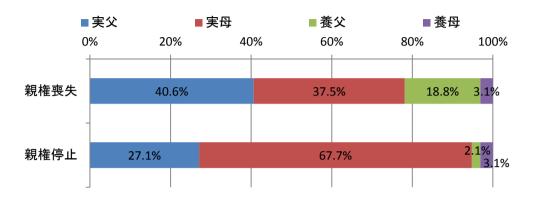


### 【親権停止】



### ○認容事案における親権を喪失又は停止された親権者の属性(令和元年)

_				(人)
	実父	実母	養父	養母
親権喪失	13	12	6	1
親権停止	26	65	2	3

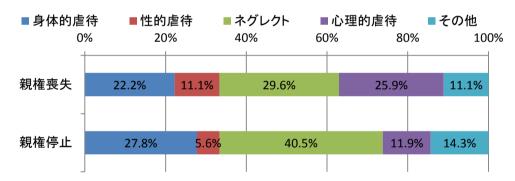


# ○認容原因(虐待等の態様)(令和元年)

(件)

					(117
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	12	6	16	14	6
親権停止	35	7	51	15	18

- ※ ネグレクトのうち医療ネグレクトを原因とするものは、親権喪失については5件 親権停止については12件であった。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

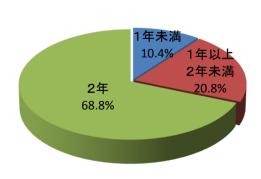


- ※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在する場合がある。

# 〇親権停止期間(令和元年)

(件)

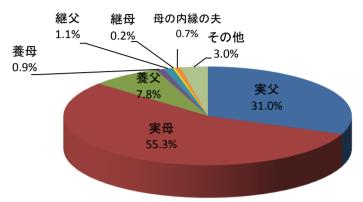
1年未満	1年以上 2年未満	2年
10	20	66



# 7 児童福祉法に規定する事件の実情について

〇児童福祉法28条1項事件の認容事案における虐待者の属性(令和元年)

実父	実母	養父	養母	継父 (母 の配偶者)	継母 (父 の配偶者)	母の 内縁の夫	父の 内縁の妻	その他	
143	255	36	4	5	1	3	0	14	

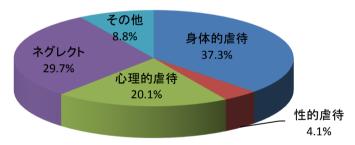


- ※ その他には、祖父母、兄弟姉妹等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の虐待者が存在する場合がある。

○児童福祉法28条1項事件の認容原因(虐待等の態様)(令和元年)

(件)

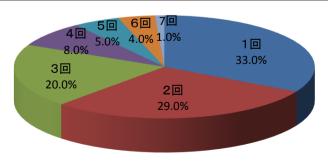
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他
182	20	98	145	43



- ※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

# 〇児童福祉法28条2項事件の認容事案における更新回数(令和元年)

	10	20	30	40	50	60	70	合計
Г	33	29	20	8	5	4	1	100



# 〇児童福祉法28条1項及び2項事件における保護者に対する都道府県への勧告 (令和元年)

(件)

		(117
	既済件数	うち28条4項 に基づく勧告 (審判前の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	434	12
児童福祉法 28条2項事件	112	0

(件)

(件)

	認容件数	うち28条6項 に基づく勧告 (承認の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	338	23
児童福祉法 28条2項事件	100	6

		(1 <del>1</del> )
	却下件数	うち28条7項 に基づく勧告 (却下の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	23	7
児童福祉法 28条2項事件	1	0

- ※ 既済、認容及び却下の件数は司法統計によるものであり、速報値である。
- ※ 勧告件数は、当局実情調査の結果に基づく概数である。